

平成24年6月7日(木曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
		11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道			15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

10番 明神照男 14番 濱村博

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	米津芳喜	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	松田二
まちづくり課長	武政登	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	大塚一福	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	森田貞男	会計管理者	濱田啓
教育長	坂本勝	教育次長	金子富太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議 事 日 程 第 2 号

平成24年6月7日 9時00分 開議

日程第1 議案第3号から議案第13号
(質疑・委員会付託)

議 事 の 経 過

平成 24 年 6 月 7 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に従いまして、議案審議を行います。

諸般の報告をします。

初めに、欠席者の報告を致します。

明神照男君および濱村博君から欠席の届け出が提出されましたので、報告致します。

次に、5 月 31 日の全員協議会で資料の提出を求めておりました、黒潮町情報センター運営審議会委員名簿および黒潮町情報通信基盤整備施設の収支計画書を議席にお配りしておりますので、ご了承ください。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 1、議案第 3 号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）から、議案第 13 号、債権の放棄についてまでを一括議題とします。

これから質疑を行います。

初めに、議案第 3 号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 3 号の質疑を終わります。

次に、議案第 4 号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 4 号の質疑を終わります。

次に、議案第 5 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度国民健康保険事業特別会計補正予算）の質疑はありませんか。

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

ちょっとお伺いをしたいのですが。

今回の専決処分の提出に当たってですね、どういう理由でこの専決処分を出したのかということですが、専決処分を行うにはですね、議会を開く間がないとか、いろいろ理由があると思うんですが、その理由の中のどれでしょうか。

ちょうどこの専決処分の処分書を見ますと、5 月 31 日でございます。5 月 31 日には町長、副町長もおられましたし、当然その日には議員協議会もあったし、議会運営委員会もありましたので、当然議会も執行部もおりましたので、当然、議会が開会できる可能性としてはありました。なのに、当日をもって専決処分をされたことについてお伺いしたいことと。

もう1点はですね、専決処分の予算書ですね、歳入の8ページの所です。その専決処分で行われました補正額3,400万。

(議場から何事か言う者あり)

あ、失礼致しました。

議長 (山本久夫君)

専決だけの話でよろしいですか。

(藤本議員から「はい」との発言あり)

6号議案、次の。

(議場から何事か言う者あり)

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて(平成24年度国民健康保険事業特別会計補正予算)の質疑はありませんか。

藤本君。

9番(藤本岩義君)

どうも、さきほどは先走りしてすみませんでした。

先ほどの内容と一緒にですけども、この専決処分書を見ますと5月31日になっております。この5月31日には、議会の皆さんも当然集まっておりましたし、執行部の皆さんもおられたと思いますが、専決処分をするに当たってはですねいろいろ理由がございますが、町長、執行部等が議会を開く時間的余裕がないときとかいう部分を多分活用されたがやないかと思っておりますけども。当然この日はですね、そういう形で議会を開催しようと思えばですね、この議案の審議がなされる時間的ゆとりはあったんじゃないかなと思うことと。

それからもう1点は、予算書の8ページの財政調整交付金の所でございますが、普通調整交付金を3,400万歳入の方に挙げておりますが、この付近は財源的に大丈夫なんでしょうか。見通しがあってやっておられるのか、その付近もお伺いしたいわけですが。

例えば、23年度の決算書を見ますと1億7,800万ぐらい、22年度の決算を見ますと1億6,700万ですが、その見込みで見てもですね、そんな金額にはならないわけなんです。財源的に空財源といいますか、そういう予算がされておるようですので。このことがですね、毎年毎年繰り返されていきますと、予算書の上では赤字というのは見えなくなってくるわけですけども、実質的には赤字がどんどんどんどんこう重なっていく。ある町村では、10年ほども繰り返されてですね、だんだんだんだんその金額が上がっていて、決算やそんなところでは見えなくなってくる可能性もあると思うんですが、その付近はいかがでございましょうか。

議長(山本久夫君)

副町長。

副町長(植田 壯君)

お答えします。

この補正6号の専決がですね、31日というふうになっておりまして、なぜ、議員協議会があったのに臨時議会を開かなかつたということでございますけれども。この専決処分に当たりましては、できるだけですね正確な数字を持って予算を組み立てていきたいということで、最終的にですね31日ぎりぎりまで予算を調整してお

りましたんで、そういう関係でですね時間的余裕がなかったということで、こういう形で専決をさせていただきました。

また、国保の予算の組み方でございますけれども、この件につきましては、確かに議員がご指摘される部分が心配されるところでございます。本来ならですね、この国保会計というのは独立採算制でございますので、国、県の補助、また町の法定内繰出、そういったもんでですね、なおかつ被保険者の皆さまから頂く税金でですね補うのが通常でございますけれども、皆さんもご承知のとおりですね、24年度の予算もですね、見通しではどうしても税収が足りないということになっておまして。ただし、急にですね税を上げるのはなかなか難しいということがあって、6.7パーセント程度の税率しか上げておりません。従いまして、そこで当然そういったですね歳入不足が生じてくるという見通しでございました。

そういうことで今回もですね、これが続けば、今言いましたようにずっと繰上充用ということになりますので、最終的には税で補うのか。まあ、補うしかないというふうに考えておりますけれども。法定外繰入も皆さんからするべきじゃないかというご意見もございますけれども、法的制度の建前からですね、今のところなかなか難しいということでございますので。今後、そういう形でですね国の補助金等を頂かないと、補助金とですね被保険者の税の増税、そういったことがないとですね、今後もこういうことが続いてまいりますので、そのへん今後検討もしてまいりたいと思いますし、なおかつ医療費の抑制によってですね、そのへんが今後変わってまいりますので、医療費の抑制も考えながら対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、今回の国の調整交付金の繰り入れた分についてはですね、確かにそういった部分もございましてけれども、我々としてはできるだけ国に財政調整交付金をですね頂けないかという期待も込めてですね、こういう予算措置をさせていただきましたんで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひですね、やはり財源的にある程度明確にした部分をできるだけ予算化してほしいですし。

それと、できればですね23年度の、もう過ぎた話ですけども、23年度中にそういう対策もできたがじゃないかなと、調整交付金等も含めて。と思います。

今後この付近をですね、やはり安易に専決処分や繰上充用がありますと、いつの間にか知らない間にですね、何言いますか赤字がこう隠されていくという可能性が出てくると思いますので、その点を注意しながらやっぱりやってほしいと思っておりますが。

その付近は、今の答弁以外にございませんか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、専決についてご理解いただきたいのはですね、何の予備的な情報の提示もないままに専決をさせていただいたと、そのようには認識しておりません。これまで数次にわたって開かれた定例議会、あるいは臨時議会等々で、この23年度の国保の事業運営の推計、こういったものも逐一提示させていただいたところでございます。そしてなおかつ、法定外繰入につきましては、これまで議会でも答弁してきたところでございます。その上でなおかつ、税収の増の見込み。こちらにつきましても、詳細な資料をこれまで議会の方へ提示をさせていただきました。

そうなりますと当然、23年度の決算を整える手法としまして、実質的に繰上充用しか残っていないというの

は、執行部、あるいは議会の共通認識であると、そのように考えております。そういったことで、5月31日付の専決処分をさせていただきました。

また、本年度につきましては、この専決予算書を見ていただければ分かりますとおり、歳出の方で22節、しっかりですね前年度繰上充用金というような提示をさせていただいております。

この入の調整につきましては、今後、議員からご指摘があったとおり、ここでしか調整できないという部分ではございませんので、この手法につきましては今後も検討をしていく必要があると思っております。しかしながら、この専決、繰上充用、これにつきましてはもう現実的にこの手法しか、あるいは選択肢しか残っていませんといったことをご理解いただければと思います。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

山崎君。

8番（山崎正男君）

今の件ですけれど。その歳入、普通調整交付金で3,400万賄っておりますけれど、これは24年度見込みがある金額でしょうか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

この歳入につきましてはですね、先ほど申し上げましたようにですね、この不足分について期待をしてですね、これから国、県等にですね要望をしていきたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号、黒潮町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

この条例を提案されてるんですけれども、これは黒潮町特別職の職員の給与の特例に関する条例に基づいたものだと思うんですが、この条例については2年間という期限を定めて、町長が初めて町長という職に就かれたとき、地域を回られた地域住民の方々の意見を受けて、町民の方々とですね痛み分けをしたいということで、自分たち三役の報酬を10パーセント、5パーセント、5パーセントとカットしていくという形で提案されたものでございましたね。

それが平成22年6月の18日に制定されてまして、で、22年の7月の1日から施行されています。これに基づいて2年間のその経過措置が済んだということで、再度町長は今回ご提案なってると思うんですが。私はそのとき総務委員長をさせていただきまして、ご説明を受けまして、この席でですね皆さんにご説明をしたときにはですね質問もありましたので、この2年が経過したときに町長はどうするのかというような質問もありまして。それで町長は、2年たったときに再度検討させていただきたいというようなご答弁がありまして、それで私も委員会の方でこれを受けまして、説明を受けました。

そのときご報告させていただいた内容というのは、町長の意向、痛み分けをするところは、今回も続けて提

案していくということで理解はできると。ただしですね、特別職の給与というものは、給与等審議会というのがやはりきちっとした組織としてですね、町の中にもありますし、それは特別職の報酬等審議会条例という形できちっと諮問機関がございます。やはり本来、そういう審議会を経て決められた報酬でありますので、そういうことを基準に考えていくべきではないかという説明も受けましたし、それから、中にはもっともっと厳しい意見もお持ちの方々もありましたよというような説明もさせて、ご報告をさせていただいたことだったんですけども。

あえてですね、今回その期限履行が過ぎた、今回の24年4月1日から町長がですね、もう一度その条例の延長を出すという意図ですね。そこをもう一度ご説明いただきたいのとですね。

町長が今回、2年間、町長という職務を全うされて今あるわけですけども。そこでですね、その報酬という部分と町長の職務。このときはまだちょっと、町長という職務というのはお分かりにならない部分もかなりあったと思うんですが、その部分についてはどのようにお考えになって、この条例延長をお出しになったのかということについてちょっと質問します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

2点ご指摘いただきましたけど、関連性がございますので一括して答弁させていただきます。

まず、今回の給与改正の延長でございますけれども。まず元に戻すという段階にはないと思っております。これはさまざまな判断基準があろうかと思っておりますけれども、行政報告の中でも申し上げました、今後、南海地震対策に相当の大規模な予算措置が想定されている中で少しでもといった思いもございますし。

また、自分の職務とのそのバランスでございますけれども。私個人に限って言えば、私は十分であると思っております。しかしながら、今回、その給与等審議会に審議を経ずにこういった内容のことを出ささせていただいたというのは、若干今後検討の余地があるのかなと思っております。本来でございましたら、給与等審議会においてしっかり諮問をし、こちらの意向、いわゆる給与の減額。こちらの意向もしっかり伝えた後で、給与額を条例として設定する。これが必要な作業である、あるいはまっとうな手法であると思っております。

しかしながら、なかなか自分の考えだけでこの町長の給料、給与を設定する。いわゆる町長は代わっていくわけですから、なかなか自分のときにですね、それだけ大きな責任を持った判断を私ができるのかどうか。そういったこともひとつ疑問にあるところでございます。そういった中で、今回こうして、私の代ではこれで十分でございますということで延長をさせていただきました。

なおかつ、これを踏まえてまだ住民の皆さんから、もう少し必要ではないかといったことがございましたら、それを超しますと、なかなか個人的な判断でこういった提案ができるような範囲にないと思っておりますので、その際は審議会の方へ諮問させていただくと、こういった作業が必要になってきようかと思っております。

いずれにしても、痛みを分かち合うについて、その数字的なレベルが適正であるかどうか。こういったことはこれから、今後も地域に入りながら、地域の皆さんのご意見等々も伺ってまいりたいと思っております。

議長（山本久夫君）

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

今、個人的な、今の段階ではですね、審議会に答申をしてですね出されたわけではないというご答弁でしたけれども。本当に財政的な面を考えてですね、これから町三役の報酬等が少しでも財政的なものを補っていく

ということでご判断になるのであればですね、私は審議会等を経てですね条例改正を行うべきだと、私は思うんですね。

それで、そういうことの時期についてですよね、町長は今お考えになっている時期というのは設定してるんですか。今回、2年のカットの延長をしてるんですけども、町長が4年任期ございますけども。その任期中にですね、その審議会を開いて答申を受けるというようなことのお考えはありますか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、審議会に諮問する前に必要な作業があるかと思っております。それにつきましては議会の方からもご意見をさまざま賜りながら、あるいは地域の皆さんからもご意見をさまざまに賜りながら、審議会に諮問するかという決定をしていくべきであると思っております。

現段階で、いついつの段階で審議会の方へ諮問したいと思っておりますといったようなスケジュール設定ができていないわけではございません。

議長（山本久夫君）

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例についての質疑はありますか。

山崎君。

8番（山崎正男君）

この印鑑条例の改正でございますが、主に外国の方なんかを対象にされていると思います。

その中でですね、私は氏名、氏（うじ）と名（めい）というのを一体化したというような文言があるわけですけど。この場合にですね、例えば私であれば山崎正男。ところがこれをですね、山正（やままさ）とか、前と前を取ってやるとか、そういうことも認められるのかどうか。もしくは、後ろの字を取って山男（やまおとこ）というような印鑑作ったときに認められるのかどうか。

そこらあたり、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

ただ今の山崎議員の質疑ですが、そこまで、私の勉強不足もございまして説明ここでできませんので、後ほどご説明させていただくということでよろしいでしょうか。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

これはですね、まあ外国の方なんか、名前がかなり長い場合があります。その場合に、何文字入れるかによっていろいろ変わってくると思いますけれど、名字と名前とそれぞれの程度に収めてオーケーになるものかどうか、ちょっと確認のために。後でいいです。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号、平成23年度水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号、平成24年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑を分割して行います。

初めに、歳入の質疑を行います。

初めに、歳入のうち、14款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、15款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、18款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、20款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、21款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで歳入全部の質疑を終ります。

次に、歳出の質疑を行ないます。

初めに、歳出のうち2款の質疑はありませんか。

下村君。

2番(下村勝幸君)

今回ですね、新しく事業でスマートコミュニティ事業っていうのがですね入ってまして、これが約1千万弱ぐらいの予算を組んでいるようなんですが。

その一番聞きたいのはですね、今回のその事業の狙いとですね、黒潮町の中でそれをどういうふうに行っているかと思ってるのか。

まずこの1点、ちょっとお聞かせください。

議長(山本久夫君)

総務課長。

総務課長(松田博和君)

それではお答えしたいと思います。

まずですね、町の売りと致しまして、入野松原、砂浜、環境という部分をですね、ひとつのキーワードとして町の振興を図っておるわけですが。

それに向かっでですね、やはり今後エネルギーの有効利用というような部分もありまして、自然エネルギー等。それから現在の火力とか原子力とかの、今は原子力は止まっていますが、水力のエネルギーなどをですね有効に活用していこうという部分におきまして、そういう部分でですね今回この事業で、町のスマートコミュニティといいますと、ちょっと経済産業省の方が造った造語的な意味もあるわけですが、賢いまちづくりというようなところでですね、エネルギーをITを使って有効に活用する方向を探していきたいという部分で、この事業の導入を考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

もう少し細かく聞きたいと思うんですが。

まあスマートコミュニティですんで、以前から言われてるようなスマートグリッドですか。例えばエリアの中ですね、その電力供給をある一定、今の電気自動車なんかも活用しながらですね、そこのエリアを、何と言うんですかねカバーしていくとか、非常時にはそういった所も活用も生かしていけるような、いろんな構想を持ってるかもしれないんですが。

私が一番聞きたいのがですね、黒潮町を今からですね、例えばどこのエリアを中心にして、どういうふうな展開をしていきたいとかですね、今課長が言われたような新しい、新エネルギーとか環境対策も含めてですね、ものを持っていこうという、その具体的な、ある程度構想があってこの事業へ取り掛かろうとしているのか。そこらへんがですね、もう少し、ちょっと鮮明にしておいた方がですね、この事業をどうせ1,000万使ってやるのであればですね、未来へつながっていくような事業じゃなければ意味がないと思うんで。

そこらへんをぜひ、ちょっとお聞かせください。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、今回のこの入を見ていただくと分かりますけど、1千万程度の入を見込みまして、経産省のFS事業に手を挙げました。現在ヒアリングの段階でございます。まだ採択には、もう少し時間がかかるという段階でございます。

そして今回、このFS事業で何を中心に調査をしてまいりたいのか、それについて若干概要の方を説明させていただきます。

まず、名前にありますとおりスマートということで、賢い電力の使い方。そういったことが基軸になるわけでございますけれども、中でも今回、防災に絡めて、防災コミュニティとしての防災機能の向上、こちらについての調査を徹底的に行いたいと思っております。

具体的に申し上げますと、町内には公共施設を含めまして基幹施設が幾つかございます。これは医療機関も含まれるわけでございます。そこで、発災時に一体どのぐらいの最低限の電力需要、こういったものがあるのか。そして、なおかつその電力を系統外で供給するための、黒潮町としての供給ポテンシャルは一体どのぐらいあるのか。それをまず調査しなければならないと思っております。そして、その供給ポテンシャルについては、当然のことながら自立エネルギーでございますので、再生エネルギーを想定しているということでござい

ます。残念ながら風力については、適地がないといったような結果が出ておりますので、重点的には太陽光、木質バイオマス、そして現在県が力を入れております小水力、こういったものになろうかと思っております。こういったものをしっかりと精査をしていく。

例えば、木質バイオマスですと、単純に単価だけで経営計画を立てるのではなくて、黒潮町の森林面積であるとか、あるいは路網、あるいはその森林の性格、これが民有林なのか国有林なのか。そういったことで材料の搬出量が決まってくるわけですから、こういったことをちょっと詳細に調査をさせていただいて、黒潮町の中で自立できるエネルギー、再生エネルギーが可能なかどうか。まずここを調べる必要があると思っております。

そして、これが供給できると、そういったことになると、次の段階では平時の電力の有効利用ということになってこようかと思っております。現在、トヨタさんと、それからマイクロソフトが共同出資をしたトヨタメディアサービスという会社がございます。こちらにご指導いただきながら、このFSにも手を挙げているわけですから、当然のことながら電気自動車、あるいはPHV等々も想定されるわけですから、中には、例えば高台移転と併せたような、例えばHEMS（ヘムス）の設置によるスマートタウンのミニチュア版みたいなのができないかとかですね、こういったことも調査の内容に含まれております。

いずれにしても、黒潮町の自立電源、再生エネルギーの供給ポテンシャルが一体どの程度あるのか。これがまず分かってないと、漠然と太陽光をやりますとか、漠然と小水力をやりますでは、最大限有効活用ができるといった段階に至らないと思っております。その調査を今年、経産省の力を借りながらやっていきたいというのが今回の、入で1,000万、そして出はちょっと若干小まめに分かれておりますけど、この事業の概要でございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

すいません、ちょっとくどいんですが。

そしたらですね、この事業全体はもう町内全域を、もう広い範囲で一度全部調査した上でですね、考えを練っていくということをまず確認したいことと。

それから、将来太陽光の話あったんですけど。メガソーラー的な発想までいく考えがあるのかどうかですね。例えば適地があったりとかですね、この黒潮町内のそのポテンシャルを考えたときに、このぐらいのやっぱりエネルギー量がないとカバーできないとかになったときにですね、町長はどこまで考えられているのか。

それを最後にお聞かせください。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、今回調査の対象の地域でございますけれども、当然、文章に書きますと町内全域ということになります。ただ、例えば森林のない所で木質バイオマスの材料の搬出調査をするとかは現実的ではございませんし、あるいは、若干密集地でないとなかなか、HEMS（ヘムス）の導入による電力の見える化、こういったものの数値が等々も参考値として今後生かされるようなレベルにはなかなかならないので。結局のところ、電力需要の見える化等々はどちらかといいますと密集地で行うと、そういったことになろうかと思っております。

それから太陽光につきましては、その規模、メガソーラーというお話でございますけれども、昨年からの新エネルギーの方と協議をだんだんに行っておりまして、細かい事業計画があるわけではございませんけれども。

例えば、議会の方にもお示しさせていただきました上灘山線、その埋め立て地があるわけでございます。そこに埋め立てが完了しますと、数万平米の平地なり斜面なりができるわけでございます。こういった所にメガソーラーができないか、こういったお話は詳細について協議をさせていただいてるわけでございませぬけれども、県の方には黒潮町の情報として投げ掛けをさせていただいているといった状況でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

スマートコミュニティというのが分かんなかったんですけど、今大体説明聞いて。

それで追加の質問ですけども。再生エネルギーの調査して、手を着けていくということはほんとに賛成ですが、そのやり方の一つとしてですね、避難所ですね。避難所にまずは設置していくというような、拠点的な避難所ありますよね。そういう所は実際被災すると、もう電気が来なくて1週間通じなかったとかいろいろあるそうなので、そこにまず設置していくとか、そういう方向性はあるのかどうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

昨年度に、当時の防災担当でした総務課の方から、細かな事業計画の資料が出されていると思います。その中に、自主電源の装置について記載があったかと思えます。

例えば、太陽光パネルをですね被災地に設置しても、例えば体育館を避難拠点施設と考えた場合に、体育館の電灯を全部ともし、なおかつ、必要な電力を供給するというレベルまでは到底至らないわけでございます。そう考えますと、拠点避難施設の電力供給、こちらにつきましてはやはり燃料による発電機。こういったものが現実的であろうということで、現在、拠点施設にはディーゼル発電機の設置を検討しているところでございます。

それから、この将来的な姿でございますけれども。避難所ごとに発電装置を設置して、避難所の電力をすべて賄うというのは現実的ではございません。しかしながら、町内にある一定規模の発電施設があつて、そこから何らかの送電網を利用しながら避難所に最低限必要な電力供給をするといったことは、十分考えられるところでございます。そちらにつきましても系統、系統外を問わず電力網の再構築、こちらにつきましてもこのFS事業の方で検討していくということになっております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

西村君。

3番（西村将伸君）

スマートコミュニティのことが先に言われましたので。それとですね、その前に一般管理費の中で弁護士委託、34万とありますけれども。この予算化されたことの、何のための弁護士委託なのかと。

それと、スマートコミュニティの検討委員会。副町長の説明では、22名、4年間ということで（議場から何事か言う者あり）4回か。ごめんなさい。4回の会議ということで。これは結局、単年度ということなのか。

それと、そのメンバー構成ですけれども、どういった方を考えられましょうか。

その2点をお聞きしたい。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まず委託料、弁護士の関係ですが。これはですね、教育関係で裁判が発生しましたので、その部分の委託料でございます。

それから、スマートコミュニティの検討委員会ですけれども。基本的にですね、やはり専門的な委員さんにも参加していただきたいということで、県外の委員さんを6名くらいを考えておまして。金額的にも、報酬あるいは旅費等ですね、費用弁償等で多額にはなっておりますけれども、専門委員を委嘱したいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

ほかにありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

この片仮名は、前々から私分からんから困るということはずうっと言ってるんですけど、どうもここらあたりがですね、理解していただけないなあと困っておるんですが。

どういうわけで、片仮名でスマート何とか、コミュニティとかいう形でここへどかつと出てくるわけです。

前から言ったようにですね、これ、知っておるものための予算ではないんですね。皆さん、執行する人の予算じゃないんですよ。約1万3,000人の予算なんで、前々からお願いしておるのは。基本的に、これ調べたら分かるんですね。我々議員が全部、その代わり調べないかんなる。けど、ここへ一言書き添えるなり、あるいは別紙で頂いたらですね、その場で見れば分かるわけなんですよ。だからみんな、これは何じゃろう思うて、ずうっと勉強せないかんってくる。そうすると、その時間が大変もったいない。私が言っておるのは。

だから、何か1枚紙でもいいから、先ほど質問してきた同僚議員、先輩議員が質問したようなことについては当然予期できることだから、1枚紙でも頂きたい。というのは、既に国の方へ書類は挙げておるということだから、そういう資料を付けていただいたらですね、もう、ああ、分かった分かったと、こうなるんですよ。質問する時間も省けていくわけです。ぜひですね、そういう計画があればですね、単に案でも結構ですので、それこそ構想じゃから。そういうものをですね先に出していただく方が優しい行政であろうかと、まあ私は思いますのであえて発言するわけでございますが。

その委託料の所の597万5,000円ございますが、これは全く白紙の状態でのことなのか。ある程度、その骨格になるものを作った上で委託として発注するのか。そのへんはいかがですか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まず、この片仮名の件ですが。確かに、何回か矢野議員からですねそういう指摘を受けてきて、何かうまい説明の方法ないかなというふうに考えました。が、今、下村議員とのやりとりでもお分かりのとおり、英語ではないんですよ。経産省が造った造語といいますか、スマートとコミュニティーを引っ付けた事業でして、まあ賢い地域づくりというような意味合いでしょうか、明確なものがありませんので、その程度しかお答えできませんわけですが。

現在、スマートタウンとかスマートコミュニティとか、いろいろですねこういう片仮名語が出ておりますので、新聞等でもマスコミ等でも出ておりますので、ぜひそのあたりはですねご理解願いたいと思います。

それと、今回町長からもありましたFS事業、この事業ですけれども。これにつきましてはですね、そのままこの事業名がなっておりますので、こういう掲載をさせていただきました。

それから、あと資料ということですが。基本的には、要請に基づきまして資料を出したいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかにありませんか。

小永君。

15 番（小永正裕君）

今の、関係して質問致します。

バイオマスとソーラーと小水力発電ですか。大体この3種類でこの町の新しい構想を練って、スマートグリッドというものを活用して、自前でエネルギーを生産するといいますか、産出するといいますか、そういうことが大きな目的ですよ。

これある程度、黒潮町の今の自然現象を見て、大体執行部としては何万キロワット発電可能であるというふうな予測を立てた上での、確認の意味の調査でありましょうか。それとも、この3種類の発電方式を全くの白紙で業者に依頼するというふうなことなのでしょうか。私はこの調査そのものが、やっぱり専門の調査会社があると思いますが、やっぱり町外の業者に頼ることになるわけですか。

一応それだけ。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず町と致しましては、再生エネルギーには取り組むべきであると思っております。それからまた、独立系の中で電力需要を賄うと。全てというわけにはいきませんが、一部分を賄うというのは非常に重要なことであると思っております。これは危機管理の面からも、こういったことが言えようかと思っております。

ただし、その構想を実現するためにどういう手法があるのでしょうかという調査ではなくてですね、そういう構想は果たして実現可能なかどうか。再生エネルギーの供給ポテンシャルは一体黒潮町にどれだけあるのか。この調査事業ということになっております。

実際のところ、執行部に画がないわけではございませんけれども、まずその前段階という位置付けでご認識いただければと思います。

すいません、答弁漏れがございました。

委託でございますけれども。実は委託内容についても、経産省のヒアリングをこれから詰めていってですね、内容をかちっとしたものにしないと委託が出せないようになっております。というのは、すべてを網羅した企画書になっておりまして、経産局の方から若干ボリューム過多であるといったようなご指摘もいただいておりますので、これから町が盛り込んだ企画書の中のすべての項目を取捨選択をし、骨格となる部分をまず抽出して、そちらの方を委託させていただくと。そうなりますと、当然専門業者ということになりますので、そのへんもご理解いただければと思います。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6款の質疑はありませんか。

山崎君。

8番(山崎正男君)

6款の2項2目でございますが、負担金で46万8,000円計上しております。これはまあ、毎年要望があつて計上していることだと思いますけれど、この鳥獣対策についてはだんだんと住民の生活の中にまで影響を及ぼしてきていると思います。

それで、将来的にだんだんと補助金を増やしていくというだけでなく、将来的な構想としてこのサル、イノシシ、カラス、それぞれありますけれど、大々的に取り組んでいく方策は今考えてないのかどうかをちょっとお聞きします。

議長(山本久夫君)

海洋森林課長。

海洋森林課長(浜田仁司君)

大々的な計画というのは今ちょっと考えてないですけど、まあ近年、こういう鳥獣被害が増えているのは住民から届いている現状です。

今回もここに46万8,000円計上してますけど、当初予算を上回るような被害状況が町内で発生しているということで、今回補正となっているものです。

以上です。

議長(山本久夫君)

山崎君。

8番(山崎正男君)

すいませんが町長にちょっと、総体的なお考えをお聞きしたいがですけど。

その鳥獣対策、このことについて町長は、住民生活に影響が出ている。まあ、もうだんだんと生活形態の中に、イノシシとかサルとか、それからカラスとかというものが悪影響を及ぼしてきておりますので、将来的にはですね、個人が対応できにくくなってるといふ状況がございます。それで、大きな規模の考え方を持たないといけない。

それから、他町村との絡みも出てくると思います。黒潮町だけに出ている問題ではありませんので、連携を持ってですね新たな構想を図っていただければと思うがですけど。

町長のお考え、お伺いします。

議長(山本久夫君)

町長。

町長(大西勝也君)

鳥獣害は非常に重要な課題ととらえております。しかしながら、なかなかこれを行政だけですべて賄えといったことも、これもまた現実的ではないと思っております。

そういったことで、官民が協働して、何とかこの課題解決ができないか。そういった考えの下に、昨年、狩猟免許であったりとか、そういったものに対して100パーセント補助、あるいは継続に対しては一部補助、こういった制度の新設を図ってきたところでございます。ぜひ住民の皆さんにご参加いただいて、免許も取得していただいて、当面駆除をするしか手立てが残っていないと思っております。

それからまた、駆除以外でその防護柵等々の設置については、まだまだ協議の余地があると思っております。先進地、あるいは他市町村の例を倣いながら、どうやったら効果的かつ効率的にそういったものが設置しているのか。こういったことはまだ協議を続けてまいりたいと思います。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

同じ所でございますが。特に最近、先ほど山崎議員からもありましたように、鳥獣被害ひどいです。

その中で最近ですね、佐賀地域の方でも、大方地域でもだと思うんですが、サルが結構出回ってきて、いろんな作物を引き抜いたりですね、いろんな形で被害及びゆう。

しかし、黒潮町の交付金要綱の中を見ますと、サルの捕獲についてはですね1万5,000円という価格があります。しかしなかなか、ほかの鳥獣であればですね、ハンターとかそういう方たちが行って捕獲するということは比較的やっておられますが、サルの場合はですね、なかなかこれをその各者が嫌がると思いますか、そういう傾向があるようですが。

この付近の対策的に、他町村ではですね、ある一定金額もアップしてやられておるようですが、今後その付近の検討する余地はございませんか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

サルの対策については、先月、5月の下旬に鳥獣害の対策委員会がありまして、その中でも町内でサルがたびたび出没するということで提案をしましたが、なかなか委員の中からも撃ってくれるような返事はありませんでした。サルの駆除についてはなかなか難しいところで苦慮しているところです。

それと費用については、県内、県外においては、サルのこの報奨金ですが3万、4万といった所もあります。これについては、そういう町内の対策委員会、鳥獣の委員会がありますので、その中に諮ってですね検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、8款の質疑はありませんか。

森君。

11 番（森 治史君）

私がお聞きしたいのは、19ページの方になりますが、5項都市計画費、都市環境整備事業の委託料の中で入野駅前多目的広場整備測量設計委託料850万、これと。それから、下の6項の住宅管理費の中で、ケーブルテレビの加入で54万6,000円が計上されております。

まず先の方のあれですけど、この庁舎そのものがよ、この近辺で津波対策で高台へ上がっていく中で、入野駅前にどういう目的なのか分かりませんが、津波で漬かるから庁舎は高い位置に行く。その中で、その多目的広場というものがどういう機能をするのか。全く、災害時だったらこれ、まあ無意味なものへ850万入れる

んやったら、私はこれは、今やろうとしよう避難道の方へ入れる方が、もっと利があるがやないろうかというように思います。ただ庁舎がここにあつて、この近辺を整備するというがやったらまだ分かります。けど、津波に漬かるから庁舎は高台に移転しますよという中で、これがほんとに機能するものになるか。目的はいろいろとあろうと思いますけど。なぜこのようなものに、ここに設計の委託料でお金を入れないかんのか、ちょっと理解に苦しむんです。

それと、この住宅管理費の中の54万6,000円のケーブルテレビというのは、いわゆる町営住宅の中に住んでる方々に対するものだろうと思いますが、もしするとしたら、これはどこのへんにこのあれを、加入のあれをされるのか。加入というか、加入ですね、やっぱり。普通は町営住宅ですので、当然、町がすべきだと思いますけど。そのへん、加入になると当然個人が払うべきではないかというような感覚になっておりますんですが。

そのへんのご説明をお願いを致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

それでは、19ページの2目13節の850万、入野駅前多目的広場の設計委託について、まずお答え致します。

副町長の提案説明にもありましたように、入野駅前の整備計画というのは平成23年度からの黒潮町市街地まちづくり計画の策定業務ということで、入野駅前のにぎわい空間を造ろうということで事業を進めている最中でございます。まだ、ここにどういった施設をどのように配置するかということは詳細決まっておりますけれども、この事業遂行中に3.31の津波新想定もございました。そういったことを踏まえまして、地盤支持力がどうなのかといったことで液状化対策をどのようにすればいいのかといったことで、850万の測量設計委託を追加させていただきました。

6項1目の住宅管理費のケーブルテレビの加入についてですけれども、これは議員がおっしゃるとおり、公営住宅の加入のものでございますけれども、大方地区は、ケーブルテレビに加入しなくてもテレビ放送は見ることができます。しかしながら、この議会の状況等を見るには、テレビ加入しないと見ることはできません。現在お住まいの方でテレビ契約をされてない方の所に、次に入ってこられる人のためにですね、この費用をここに組ませていただきました。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

最初の13の委託料につきましては、液状化に対するあれだけ。なら、もともとその地盤の丈夫いところへ計画を立てちゃうがやけん、あれやろうけど。やっぱり、津波が来ることはもう既に3.11で分かっちゃおうことだと思います。まあ、これはこれで再質問致しませんけど。

この契約の6項の1目の住宅管理費ですけど、公営住宅の場合にはそれでしたらあれですか、工事費はもう町が当然つけて。まあいうたら、この近辺で見える所の公営住宅の方が契約してなかったと、個人的に。それで、次入ってくる人のために、いわゆるその設備を付けましょうということですよ。ということで取れるがやけど。それでいくと、やっぱり次の入った人、最初からそれやったら、公営住宅やったらすべてそのあれを設置して、それから入る入らんは、入った人の個人加入にしちよくべきじゃなかったでしょうか。何か、普通の家の方が、まあ入ってなかったけど入ろうかいうたときには、またいわゆる2万何千円の加入料とか工事費とかが掛かってきますよね。やけんこれは、町営住宅入った人にはそれだけの利点があると、個人的に。

元来なら、私個人の考えとしては、当然、入る入らんは個人の自由の選択なので、それを前もって町がしておくということは、もしその方が入らんときには、無駄な投資という計算も成り立つと思うんですけど。そういうような解釈になりゃしないかと思います。

そしたら、もうすべてが付いてると。テレビ加入も付いてるとこやけど、実際にアンテナ1本上げたら、ケーブルへ入らんでも普通の地上デジタルは見えますというご家庭で、それでいいという方が入るとこもすべて、今空いた所に、付いてない所は設置していくということですので。やけん、これはある意味で、もしその方が私はこれでいいですよと言われたときには、付けたものの、その加入率にはつながらんというようになってくるし、というように考えておりますが、そのへんはどんな考え方なんでしょうか。

ちょっと先行投資みたいなところもあるかと思います。いわゆる加入率上げるための。それはそれで結構ですけど、移る所に、いわゆる自主放送が映らないから、それではいうことで付けていくということととらえたらいいんでしょうか。それはあくまでも入った方が、加入する、せんの自由の選択があるのか、設備したときに。ここの部屋はこれが設備しちょうから、お宅はもうこれへ入ったときには当然、このケーブルの方へつなぐべきですというような契約になるのか、入居するときに。それとも、その選択の自由はあるのですか。

そのへん、もうその最後の1点だけ、お答え願います。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

再度入られる方の希望による、ということでご了解願いたいと思います。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

西村君。

3番（西村将伸君）

同じく、都市環境整備事業費のことですが、委託料のうちですけど。

この中で、都市防災総合推進事業避難路測量設計委託、6,000万円ですか。それと、これはこの質疑の款じゃないですけど、9款にまた消防費として875万ですか、委託料が出ちょうわけです。

非常に、ここで聞きたいがは類似したこの補正予算があんまりにも多くてですね、当然、土木費はまちづくり課で取り組んで、消防費は総務課ということでしょうけれども。今度できたその情報防災課という課の役割ですね。そのへんが、この防災費がどうあるのか。

なぜそんなことを聞くかという、地域の、例えば区長さんが今この防災のことについて随分関心があります。その中で、例えば役場のそしたら窓口は、どこへ行たら一番相談しやすいか。そんなことを僕は心配するわけですけども。

そのへんのことも含めてですね、防災関連事業のこのことを含めて。当然、歳入の方も土木費のこの国庫補助金とか県の補助金、またその消防費の国庫補助金と。議員の僕らでさえ、見よっても随分、なぜこれほどに分けないかんろかと思うばあ、あるわけですけども。

そのへん、ちょっと整理してお答えいただきたい。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

今のご質問にお答えしたいと思います。

今回、総務課を情報防災課と2つに区分致しました。これです、内容につきましては情報の関係と消防防災、9款です、につきましては消防防災課ということになります。

それで、最初の方のご質問の方の、それぞれの所に事業を分けておると。確かにですね、今回、防災の予算をどのくらい計上しておるかということをご質問の方からいろいろ聞かれました。が、なかなかですねそれぞれの課でないと、防災にいくものか、道路単独のものか等々、分かりにくかったと思います。現在もそのように思います。

しかしながらですね、どうしても防災部分でありながらも、名前が防災を付いてもですね、4メートル以上の道路につきましては県の補助対象というか、有利な事業は8款の方になります。まちづくり、土木関係になりますので、このように挙げております。4メートル以下の道路になりますと、県の交付金とか起債とかいうものがありまして、その方が有利ですので、9款に挙げてくるというようなことがあります。

それから同じような事業もですね、国土交通省にある部分と、それから消防関係の方にある部分とありまして、それぞれその時々ですね有利な事業を探しながらやっておりますので、その点、若干予算書は見にくくなりますけれども、ご了解願いたいというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

西村議員からもう1点質問があったと思いますけれども、地域の方々がどこを窓口にしたらいいかという問題なんですけれども。窓口はですね、情報防災課でお願いします。

事業そのものは、先ほど総務課長が申しましたようにいろんな国の事業、県の事業が関連しますので、それぞれいろんな所でやっていただきます。教育委員会でやる場合もございます。そういうことですので、あくまでも窓口は情報防災課でお願いします。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

小松君。

1番（小松孝年君）

ちょっとまた、さっき森議員の質問のときの答弁のところで戻ってくるわけですが、住宅管理費のケーブルテレビ加入という所で、ちょっと答弁の中で、ちょっと自分がどう理解したらええかちょっと分からなかったもので、もう1回質問してます。

さっき、ケーブルテレビを引き込むための工事費ながか、これが。それが、そのケーブルテレビ加入というふうに説明書しておりますので、その加入金を町が払うのか。そのへんのもう1回説明をしていただきたいということ。

もう1点、18ページの2目の道路新設改良費の中の社会資本整備工事がありますが。これはどこの、多分道路だと思うがですけども、どこの工事か。

その2点をお願いします。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

まず、住宅管理費のケーブルテレビの加入費ですけども、加入費用と工事費の両方でございます。両方

です。加入負担金ということと工事費の両方を、この経費組ませていただいております。

それから、道路新設改良費で15節に1,400万ございますけれども、副町長の提案説明のときもございましたように、その上の13節で1,400万の減額をしております。これは橋りょうの長寿命化の計画というのを作成する計画でございましたけれども、3.31の新想定を受けて、避難路になる道路を早急にやろうということで13節の委託料を減額致しまして、避難路となり得る道路、路線。町道西の窪線の道路改良にこの費用を充てろと、そのように考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

加入の負担金も払うということで。ほいたら、町営住宅へ入れば、その加入金は要らんということながですね。

で、自分が解釈しちゃうがは、その加入金というのは、例えばそういう貸家に入っても、例えばまあ町営住宅やなくてどこのアパートへ住みよってそこで加入したら、また今度、アパート借ったときにその権利を持っていけるようなものかと思うたがですけど。

もう今、その加入金というのが今有料になってますよね。12月までは無料でやってましたけれども。その部分の加入金でしょうか、加入金いうがは。加入料と。その内容がちょっと分からない。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

情報基盤のことになってきましたので、私の方からその件についてお答えしたいと思いますけれど。

いわゆる昨年、キャンペーン中に加入金が条例で免除されておったというふうなことで。個人さんが加入金した場合、家が変わっても持っていくことができます。

町営住宅の場合はですね、その部屋に、部屋というか管理する町が加入権を持っておるわけですので、その居住する方は権利を持っていけないということになります。これは県営住宅も同じでございまして、そういう仕組みで、県と県営住宅と町営住宅を併せておる状況にしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

そしたら、町営住宅にはその、町営住宅に入るに当たって、町営住宅に入居料払いますよね。その中にその加入金も含まれてるというふうな解釈しちよってもええわけですよ。

そっちの方がええね。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

お答えします。

加入金とは別で、希望する場合ですので、現在入っている方が加入されてなくて、その方が出ていかれて、そこで新たに募集を掛けたときに、もちろんケーブルテレビ付いておりませんので、再募集掛けた方が入った

ときに、ケーブルテレビを希望されるときに町が付けると。

そういったことをご理解願いたいと思います。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

先ほど西村議員の方から出ましたけども、2 目の 13 節ですかね、委託料の都市防災総合推進事業の内訳が分かれば、ちょっと教えてください。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

2 目の 13 節の都市防災総合推進事業避難路測量設計委託の 6,080 万の内訳を申し上げます。

先ほど、総務課長の方からもちらとご説明ありましたが、道路にかんする補助事業は、土木費の所でほとんど掌握しております。

この 2 目の所には、社会資本総合整備交付金の中の防災に特化した、都市防災総合推進事業という事業をこの中に集中して組まさせていただきます。当初予算では、それぞれ 2 款とか、もちろん 8 款、9 款に分けて計上させていただきますけれども、3.31 後新たな追加、そしてこの目へ 1 つに、その都市防災総合推進事業に係る事業を移して、ここでまとめて計上させていただきます。

概略は、町道を利用して速やかに高台へ逃げれるような路線を考えておまして、町道の改良が 6 路線ございます。この入野地区では、早咲、入野本村、芝にそれぞれ、海岸の集落から高台へ速やかに避難できるような路線を考えておまして、自分たちのサイドでは、この 3 つの路線を緊急 3 路線というふうな呼び方で考えているところでございます。

あとは、有井川地区、そして錦野の児童公園のトイレの改修費とが、この 6,080 万の中に入っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

すいません。しわいようですけど、ちょっと今、同僚の小松議員が住宅管理費の 54 万 6,000 円でお尋ね致しました。

そのときに課長が答えられたときと、私が答弁もろうたときとで、ちょっと食い違いがあるように思ったんで確認させていただきますけど。

私は、公営住宅の空いた部屋で、そこに設備がないところには付けていくというように解釈しました。説明で、ところが小松議員の質問に対しては、課長は、新たに入居される方が希望した場合にやりますという答えだったと思うんですが、どっちが正しいんでしょうか。空いた所にはもう関係なく、設備をやっていくのか。

今、情報防災課の課長の説明では、いわゆる加入権は町が持つんだから、やけん、まあ町が出して、その権利を持ちようんだと。個人がやった場合は、個人は次行ったときにその権利で、次のとこの工事で見れるというような解釈の、小松議員に対する説明だと思うんです。

で、私のときと若干こうぶれちやうがやけど、どっちが正しいのか。空いた所にはすべて、もう町有のものだから、町が設備をしていて構えとくのか。募集を掛けて、これが要りますというときに工事をやるための

のか。そののへんをはっきりしてもらわんと、全然意味が違ってくると思うんですが。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

お答えします。

募集を掛けて入居されたときに、希望されたときに付けます。が、利用料が当然発生してまいりますので、そういったことの希望される方でないと付けることがない。あくまでも希望された方に付けるということでご理解願いたいと思います。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑。

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

ただ今の説明の分ですが、各住宅には確か V - ONU は付いてると思うんですが、そこからの引き込みの料金と加入の分を含むわけですか、これは、V - ONU は各住宅に付いておるんじゃないかなかったですかね。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

お答えします。

告知端末はすべて取り付けてございます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

小永君。

15 番（小永正裕君）

19 ページの 13 節の、避難道の測量設計、13 節委託料ですね。設計ですけども。

昨日の提案理由の説明であったかも分かりませんが、私が聞き落としかも知れません。6,080 万という非常に巨額な設計委託の金額でございますから、詳細をですね教えていただきたいということの質問です。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

詳細の金額をご説明致します。

避難路で、万行の集落から新庁舎の建設予定地までの避難路を、本村芝線の一部利用して延長 900 メートルで 1,700 万計画しております。

次に、有井川地区の避難広場で 380 万。

芝地区の避難路で町道が 2 路線あります。そして、それからさらに上に上がる避難路で、延長が 630 メーターで 1,400 万。

早咲地区の下風深線の町道を利用した高台へ逃げる路線が、600 メーターで 1,400 万。

それから、町道の田端線。現在の役場の東にある踏切を挟む集落から大方改良の国道 56 号に至るまでと、大方中学校の上り坂、錦野に至る道路を含めて 700 万。

そして、信用金庫の横から入野小学校へ上がる路線で 300 万。

そして最後に、錦野児童公園の改修費と致しまして200万、それぞれ計上させていただいております。合計5,080万円になろうかと思えます。

以上です。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長、もし議員の方からですね希望する、もし資料が提供があれば、配布してちゃってください。ようけありますので。

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

この際、10時30分まで休憩します。

休 憩 10時 18分

再 開 10時 30分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課長より発言を求められておりますので、それを許可します。

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

先ほどの山崎議員の、印鑑登録への片仮名表記に対する制限のことだと思いますけれども。

山崎議員が言われたように、片仮名でヤマ、マサオということであれば、ヤマ、マサでも構いません。特に外国人の場合は、非常に長い文字列の方がいます。また、ミドルネームを持った方もおります。ミドルネームを持った方についてはですね、ミドルネームと後ろの文字とを組み合わせで登録することも可能です。

ほんで長い名前の方についてはですね、途中途中の文字を取って登録しようとしても、なかなか本人ということが分かりかねますので。そういったことで、登録の申請をしてくる方がいるかもしれませんけれども、それは窓口で対応させていただきたいと思えます。

それと、文字数ですけども。制限は設けてませんけれども、ただ印鑑登録については、登録の形といいましか定められてますので、その中にきれいに入り込むような形で登録いただくこととなります。判読できない印鑑登録はできないということになります。

それでよろしいでしょうか。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

はい、よく分かりました。

あと詳細はですね、個々の対応ということですね。はい。

議長（山本久夫君）

課長、先ほど答弁で、片仮名でヤマ、マサはよろしいということでしたが、漢字の山（やま）、正（まさ）はどうですか。

住民課長（松本輝雄君）

これはですね、非漢字圏の言葉と決めておりますので、漢字圏について、例えば中国ですね。の方については、その名前で登録をしていただいたらいいと思えます。

議長（山本久夫君）

日本人は、いかんということですか。結論を。

漢字でですね、山崎正男さんが質問したのは、それを縮めて山（やま）と正（まさ）でどうでしょうかという質問やったがですけど、そのことは。

住民課長（松本輝雄君）

その登録は可能だと思います。

日本人が漢字で、山（やま）と正（まさ）とを取るということですよ。

（議長から「そう」と言う者あり）

それは可能です。本人であるということの確認できますので。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

まあ、何か答弁がはっきりせんようになって、ごちゃごちゃになりだしましたので。

要は、窓口行ったときに、このはんこなら認められます、こういう書き方だったらできます、いうことを明快にして、サービスをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15 番（小永正裕君）

その対象者は、黒潮町に何名くらいおられるわけですか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

本年の5月31日時点で、121名登録されておりますけれども、中にですね何人かは、確認が取れない方がおられますので、事実上つかんでいるのは116名ということになってます。

議長（山本久夫君）

以上で、議案第8号は終わります。

質疑を続けます。

次に、歳出のうち、9款の質疑はありませんか。

池内君。

13 番（池内弘道君）

1項2目の非常備消防費の少年消防クラブの補助金なんですが。

今、2地区、上川口と伊田地区にあると思いますが、活動内容を少し教えていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

伊田の少年消防クラブの規約に基づきますとですね、このクラブの活動はですね、防災にかんする広報の活動、それから地域住民との交流。もちろん、防災活動にかんする地域との交流です。それから、防災活動にかんする町全体の活動にですね連帯した行事参加。

そのようなことを活動しております。

議長（山本久夫君）

池内君。

13 番（池内弘道君）

課長から説明がありましたが、防災教育の面で非常に良い対策だと思いますので、伊田、上川口 2 地区だけでなく町内全域にこういう組織を、少年消防の組織をつくっていただきたいと思っております。

町長、そういう考えはありませんか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

おっしゃられるとおりだと思っております。ただ現在のところ、そこまで行政側が着手できていないというのが現状でございます。

今後は、地域のご意見等々も当然賜りながらということになるかと思っておりますけれども、声掛けをしていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

池内君。

13 番（池内弘道君）

今、消防団が人数が少なくなってる、当町でも少ない状態ですので、小学校からこういう活動をしていくと、将来消防団にも入っていただけると。で、防災にもかかわってくれると思っておりますので、こういう事例を多く進めていっていただきたいと思っております。

終わります。

議長（山本久夫君）

答弁はよろしいですか。

（池内議員から「よろしいです」との発言あり）

ほかに質疑ありませんか。

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

21 ページの 19 節の方ですが、補助交付金で、コミュニティ助成事業補助金の所で 200 万ついていますよね。この蜷川だというふうお聞きしましたけど。

これは、コミュニティ助成金と、助成事業というのは、大体どのような事業をなさってるのか。今までやっていることより、また新しいことも付け加えるのか。

その 2 点、教えてください。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

蜷川地区のこの事業についてはですね、地域の自主防の方から要望もございまして、23 年度の段階で申請をして決定をいただいております。

蜷川地区は、蜷川本体の集落と、それから仲分川、米原、伴太郎と、自主防の中では分かれておりまして、それぞれの地域の班をつくったような形で自主防活動されておりますけれども、それに必要な物品ですね。例え

ば、防水シートとかですね、消火バケツとか、そういうようなものを各地域地域に備えておくというふうな内容で事業を実施しております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

この賃金があるんですが、この計画は相当急いで進める必要があることなんです。

ここに言うその賃金、それは結構なんですけど。どの程度の力量ですね、私は力量の問題が出てくると思うんです。誰でも彼でもというような感じはいかんと思います。

それ、速やかに用地交渉に出向いて、つまり相続とか売買契約、登記。そういったことが速やかに、その場で判断ができる人でないと、雇ってもですね大変な時間的な遅れが発生すると思うんです。行って聞いて、帰って調べてでは。だから、その場で瞬間に判断ができるような方が行って、初めてこの事務がスムーズにいくと思うんです。これは防災計画、下へ来て委託の分もあるんですが、これなんかもですねどういう形で作られるのか。机上でやるのか。それぞれずっとこう戸別訪問して行って、それぞれの家庭、体の具合、そういったものをお聞きした上で、面談した上で作るという考えなのか。

そこあたりはいかがですか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

まず第1点目の、臨時賃金のことについてご説明したいと思います。

矢野議員おっしゃられるとおり、矢野議員も町職の経験があるので十分ご存じと思うんですけど、おっしゃられるとおり用地交渉、そして土地の調査、非常に大変な業務でございますけれど。可能な限りですね、その力量を持たれた方、できれば町内の方で人選をしていきたいと思っております。

それから2点目の、津波避難計画の委託のことなんですけれど。これはあくまでもですね、津波避難計画を中心に作成していこうと考えておりますけれど、地形の状況、それから波の到達時間とか、さまざまな専門的な知識を踏まえて作成する必要があるございまして、その分は専門業者の方に委託していきたいと思っております。

ただ、地域地域への面談とか、地域の状況ですね。これは、委託とこの事業とを合わせて、職員の地域担当制を十分に活用しながらですね、地域地域の状況を把握して、今後作る計画に生かしていきたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

その13節の所で、黒潮町水準測量等とあるんですが、これはどういうことか。

聞くとところによると、34.4メートルというのは東京湾を基準にしたものであって、この沖の水の高さ、海面の高さとは1メートルのずれがあるというようなことをお聞きしたことがございます。

それで、ほんまに34.4思いよったら、それより思わん1メートル高いがが来たぞ、ということ調べるためにやるのか。それとも、これはどういうことなんでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

13 節の委託料の中で、黒潮町水準測量等委託事業の件についてお答えしたいと思いますけれど。

この事業はですね、特に昨年の 3. 11、そして今年の 3. 31 以降、住民の方から、自分たちが住んでる所がどれぐらいの標高であるのか、という問い合わせが非常に多かったです。それに対して、先般、各地域の主なポイントについて航空写真の所に標高を示した資料は各区長さんにお配りしたわけですけど。

今回のこの事業はですね、さらに詳しく、各住民の方が自分の家ですね。家なんかも標高を確認できるような仕組みでございます。

実施する範囲はですね、標高 50 メートル以内の所、地域。黒潮町の全体の面積のですね、そうですね 17.9 パーセントに面積的にはなるわけですけど。そういう所に対して、一筆一筆の標高が、例えばインターネットの町のホームページに入ってくればですね、そこから確認できるというような仕組みを作っていこうと思っております。

誤差につきましてはですね、プラスマイナス 66 センチの誤差、GPS を使いますのでそのような誤差は生じるかもしれませんが、避難場所として自分のいる場所が安全かどうか、住民の方がご自分で判断できる資料の一つとして備えていきたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

小永君。

15 番（小永正裕君）

今の 13 節の、避難道の設計やったですかね。875 万 7,000 円か。

（議場から「避難道路計画作成」と言う者あり）

計画作成。ああ、そうですね。

これ、3、4 年ぐらい前に各地区で避難路というのを造ってですね、町の方でいろいろお世話していただいて、地図の中に色分けして、こういう場所からこういうふうに逃げてくださいというのを作ってですね、各戸に配布しておりますが、今度の地震の規模の見直しによって新しくまた作り直すということで、それを一般住民にまた、皆さんに見ていただく。各戸に、家に張っていただくというふうなものまで作るわけですか。

それともホームページの中で、インターネットでしか見れないのか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

じゃあ、お答えします。

この 13 節の予算で計上しております、津波避難計画等作成業務委託ですけど。先ほど少し申しましたけれど、現在、黒潮町が備えております黒潮町防災計画の中のうちのですね震災対策編、それに、津波災害対策編を追加したものとなります。

おっしゃられるとおり、3. 31 でですね内閣府の公表によって、黒潮町の従来の防災計画を大きく見直す必要ができました。それに対応した計画の作成なんですけれど、各地域、各家々のですね図面、いわゆるハザードマップというものですけれど。これも当然、今までのものとは違ってきますので、そういうものについてもですねどういった資料を具体的に提供できるか、今後の作業を進める中で検討したいと思いますけれど。住民の方にですね、インターネット絶対見てくださいというもんじゃなくて、もう少し分かりやすい資料で提供していきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで歳出全部の質疑を終わります。

次に、第 2 表地方債補正の質疑を行います。

質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで第 2 表地方債補正の質疑を終わります。

これで議案第 10 号の質疑を終わります。

次に、議案第 11 号、平成 24 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 11 号の質疑を終わります。

次に、議案第 12 号、土地の取得についての質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 12 号の質疑を終わります。

次に、議案第 13 号、債権の放棄についての質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 13 号の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案を、それぞれの常任委員会に付託します。

総務常任委員会には、議案第 3 号。議案第 7 号。議案第 10 号のうち、歳入の 18 款および 20 款の全部。歳入の 14 款、15 款および 21 款のうち、総務常任委員会の所管する歳入。歳出の 2 款および 9 款の全部。第 2 表、地方債補正。議案第 11 号。議案第 13 号。

以上を、総務常任委員会に付託します。

産業建設常任委員会には、議案第 9 号。議案第 10 号のうち、歳入の 14 款、15 款および 21 款のうち、産業建設常任委員会の所管する歳入。歳出の 6 款および 8 款の全部。議案第 12 号。

以上を、産業建設常任委員会に付託します。

教育厚生常任委員会には、議案第 4 号から第 6 号まで。議案第 8 号。議案第 10 号のうち、歳入の 15 款のうち、教育厚生常任委員会の所管する歳入。歳出の 3 款および 10 款の全部。

以上を、教育厚生常任委員会に付託します。

以上のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。
本日は、これで散会します。

散会時間 10時 53分